

学童保育所

一時入所のしおり



岩内町

■ 学童保育とは

放課後帰宅しても保護者の就労等の理由により適切な保育を受けられない児童を一定時間保育し、遊びを主とした育成・指導活動を行い、児童福祉の向上を図ることを目的としています（なお、一時入所については原則週3回まで利用できます）。

■ 対象児童

岩内町立の義務教育学校に就学している1年生から6年生までの児童で、保護者が就労等により放課後に帰宅しても保護者が不在となる児童が対象になります。

■ 開設場所

開設場所	住 所	電話番号
岩内中央学園	岩内町字高台202番地	決まり次第お知らせします。

※岩内中央学園1階専用スペースにて実施します。

■ 開所時間

	開 設 時 間
通常授業日	放課後から午後6時00分まで
土 曜 日※	午前8時30分から午後5時00分まで
夏・冬休み等の長期休暇期間	午前8時30分から午後6時00分まで

※ 土曜日の利用（長期休暇中含む）を希望される保護者は、別途利用申請が必要になります。

※ 終了時刻には退所が完了するよう、お迎え等のご協力をお願いします。

■ 閉所日

1. 日曜日、国民の祝日
2. 年末年始（12月31日から1月5日まで）
3. その他、特に町長が必要と認めた日

例 1）お盆期間

例 2）インフルエンザや台風等により臨時に学校閉鎖等になった日 など

■ 土曜日の利用方法

土曜日の学童保育所の利用を希望される方は、毎月20日（20日が学童保育所の閉所日にあたる場合は前の日の閉所日）までに、翌月分の利用を「土曜日利用申請書」により各学童保育所に提出してください。

※ 4月の利用分の申請は、教育委員会子ども未来課（16番窓口）でも受付いたします。

※ 土曜日が国民の祝日等（上記閉所日）にあたる場合は開所しません。

■ 父母会費

学童保育所では、毎日のおやつ代や傷害保険の加入料などの費用のため、父母会費を徴収しています。

保険料：800円（保険料分で年1回のみの納付）

利用料：200円（1日分）

※ お支払方法は、保険料・利用料を別途お渡しする納入袋により、**毎月25日までに各学童保育所支援員へお支払いをお願いします。**

※ お支払いは、おつりが発生しないようご協力をお願いします。

※ 児童からのお支払いはトラブルの原因となりますので、**必ず保護者の方からお支払いをお願いします。**

■ 持ってくるもの

- ① タオル
- ② プラスチックのコップ
- ③ 着替え一式

※ 学童保育所に持参する持ち物すべてに、必ず**名前の記入をお願いします。**

※ 上記の他にも、状況等により持参をお願いする場合があります。

■ 昼食について

夏・冬休み等の長期休暇期間や土曜日の学校休業日に学童保育所を利用する場合は、お弁当を持たせてください。

■ 傷害保険の加入

入所時にスポーツ安全保険に加入いたします。

加入料金については、父母会費よりお支払いいたします。

■ 登所・帰宅時について

【登所するとき】

学校終了後は、寄り道をせずまっすぐ学童保育所に行くよう家庭で指導してください。

【帰宅するとき】

保育時間内に必ずお迎えに来てください。

習い事などの理由により1人で帰宅する時は、明るい時間内で帰宅するよう指導してください（**児童のみでの帰宅は責任を負いかねます**）。

■ 病気・ケガ等について

お子さんに食物アレルギーなどがある場合は、あらかじめお知らせください。

病気（発熱、下痢、体調不良など）のときは、学童保育所は休ませてください。

学童保育所開所中に、万が一お子さんに病気やケガが発生した場合は、入所申込書に記載の緊急連絡先に連絡し、迎えに来ていただきます。

■ 退所するときは

保護者の転勤や退職などにより、ご家庭での保育が可能になり、学童保育所を退所させる場合は、退所届を教育委員会子ども未来課へ提出してください。

■ その他

- 入所申込書に記載のあった緊急連絡先に変更がある場合は、その都度、学童保育所へご連絡ください。
- 勤務先又は就労状況等に変更が生じた場合は、就労証明書を再提出してください。
- 不要なお金やゲーム機、その他学童保育所から指示のない物は、トラブルの原因となりますので、絶対に持たせないでください。

【お問合せ先】

岩内町教育委員会子ども未来課（子育て支援係）

〒045-8555

岩内郡岩内町字高台134番地1

TEL：0135-67-7099 FAX：0135-67-7105